

「小田原厚木道路及び東海道新幹線から両外側500m以内の展望できる範囲」 の運用変更について(お知らせ)

平塚市屋外広告物条例及び同施行規則により、次のいずれにも該当する場合は、屋外広告物を表示等することができません。

- ① 小田原厚木道路及び東海道新幹線から展望できる範囲で、これらの道路及び鉄道の両外側500m以内の地域（ただし、用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
- ② 表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物（屋根の最高部を超えないもの並びに点滅照明、動光及び電光表示装置を使用しないものに限る。）を除く。

今回の運用変更で、上記①の「展望できる範囲」の運用を変更しました。

「展望できる範囲」とは、自然の立地条件（山、丘陵等）及び半永久的な構造物（トンネル等）により直接展望できない場所を除く範囲としており、今までは、小田原厚木道路及び東海道新幹線の両脇に設置された「遮音壁」は、半永久的でない構造物としていましたが、今後はこの遮音壁を半永久的な構造物に含めることにしました。（建築物等は従前どおり、半永久的な構造物には含まれません。）

このことにより、自己用屋外広告物の場合、表示面積の合計が10㎡以内と制限されていたものが、遮音壁等により展望できない場所に表示等していることを証することにより、27㎡（第1種地域の総量基準）まで表示等可能となりました（禁止地域の適用除外）。

ただし、個別の屋外広告物については、第1種地域の種別ごとの基準（規制）がありますので順守願います。

また、農振農用地等の別事由によっても禁止地域となっている場合は表示等できませんので御注意ください。

上記の禁止地域の適用除外を受けるためには、許可申請の都度、申請書の添付資料として、次の「展望できないことを証する資料」を提出願います。

展望できないことを証する資料

表示等をした（予定する）屋外広告物から小田原厚木道路又は東海道新幹線方向（小田原厚木道路と東海道新幹線のどちらにも該当する地域は、それぞれの方向。）を撮影したカラー画像（180度の範囲内で方向を変えて撮影したものを1基につき3点）で、自然の立地条件（山、丘陵等）及び半永久的な構造物（トンネル、遮音壁等）により、屋外広告物が明らかに展望できないことを証する資料（※屋外広告物3基の場合、原則、カラー画像は3×3＝9点となります。）